米国 (本土・ハワイ等) への渡航にあたって

米国は現在「米国査証免除プログラム(VWP)」を実施しています。このプログラムで米国に入国(通過)するためには、 **査証免除のための条件を満たしていること** かつ **ESTA(電子渡航認証システム)取得** が必要となります。
※条件を満たさない場合、米国大使館へのビザ(査証)の申請が必要です。至急弊社担当者までご連絡ください

※2016年1月21日、米国は「2015年ビザ免除プログラムの改定及びテロリスト渡航防止法」施行を発表しました。これにより、2011年3月1日以降にイラン、イラク、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメン7ヶ国いずれかに渡航歴がある方、及びイラン、イラク、スーダン、シリア4ヶ国いずれかの国籍を有する二重国籍の方は、ビザ免除プログラム(ESTA渡航認証)を利用した渡米ができなくなりましたので、査証の申請が必要です。該当の方で以前に取得した現在も有効なESTAを所持している場合も取消されるため、ビザの申請が必要です。ただし一部例外条件もございます。大使館への問合せはご本人様となりますので、該当の場合は直接米国大使館へお問い合わせいただき、ご確認願います。【問合せ先】050-5533-2737(月~金 9:00~18:00)

| 査証免除のための条件 | |
|---------------|---|
| 国籍 | 日本(2011年3月1日以降にイラン、イラク、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメンフヶ国いずれかに渡航歴がある方、及びイラン、イラク、スーダン、シリア4ヶ国いずれかの国籍を有する二重国籍の方を除く)、アイスランド、アイルランド、アンドラ、イギリス(香港 British National Overseas旅券所持者を除く)、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ブルネイ、ベルギー、ポルトガル、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、韓国、台湾、チェコ、スロバキア、ハンガリー、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ギリシャ、チリ |
| 旅券 (パスポート) | 有効な IC旅券であること。 海外の日本公館で発給を受けた一部の方にIC旅券でない旅券をお持ちの方がおられます。 日本国内の都道府県で発給された現在有効な旅券は、全てIC旅券となります。 ただし台湾は、2008年12月29日以降に発行されたPersonal ID No.が記載されたIC旅券が必要。 |
| 入国目的 | 観光、短期商用、通過(トランジット)であること ※技術指導、就労、訓練、研究、公演、取材、撮影、留学、移民、駐在等の目的は査証(ビザ)が必要。 |
| 滞在日数 | 90日以内 (入国後の延長や資格変更はできません) |
| 航空券または乗船券の所持 | 日本への往復航空券又は米国隣接諸国(カナダ、メキシコ、カリブ海諸国)以外の各国を最終目的地とする 航空券(乗船券)を所持していること。 ※復路航空券は搭乗日が指定されない券(オープン)や空席待ちであっても可能 ※ESTAを利用して米国及び米国隣接諸国へ片道航空券で渡航することはできません。 |
| 利用航空(船) 会社 | 【査証免除プログラムに参加している航空(船)会社を利用すること】 査証免除協定の参加航空会社・船会社は多数ありますが、日本発の代表的な航空会社は以下です。 日本航空、全日空、ユナイテッド航空、アメリカン航空、デルタ航空、ハワイアン航空、シンガポール航空、 中華航空、大韓航空、エア・カナダ等 ※個人所有や公用などの航空機・船で入国する場合、査証免除にはなりません。 |
| 適格条件 | 米国ESTA(電子渡航認証システム)代行手続きのための質問書の項目 2 の各質問に該当しないこと。 過去に査証免除プログラムで入国し、オーバーステイしたことがないこと。 有罪判決の有無にかかわらず逮捕歴、犯罪歴(恩赦、大赦含む)がないこと。 |
| 適用地域 | 米国本土、アラスカ、ハワイ、グアム・北マリアナ諸島(サイパン・ロタ等)、プエルトリコ、米国ヴァージン諸島。 |

免責事項

電子渡航認証システム(ESTA)は、法施行機関のデータベースとの照合を行ないます。ビザ免除プログラムを利用して米国に入国する全ての渡航者は、搭乗前にこのシステムを用いて電子渡航認証を取得することが義務付けられています。渡航認証申請が承認されている場合、渡航資格があることが証明されたことになりますが、ビザ免除プログラムに基づき米国に入国が認められることを証明するものではありません。米国に到着すると、入国地で税関国境警備局審査官の審査を受けることになりますが、ビザ免除プログラムに基づき、または米国法による何らかの理由で入国拒否と判定されることがあります。電子渡航認証の資格がないと判定されても、渡米のためのビザ申請ができないということではありません。あなた自身または第三者の代行者により提供されたすべての情報は、真実、かつ正確なものでなければなりません。電子渡航認証資格に影響を与える新しい情報など、何らかの理由によりいつでも取り消されることがあります。あなた自身または代行により提出された電子渡航認証申請において故意に重大な偽り、虚偽、または詐欺の供述あるいは表明を行なった場合には、行政処分や刑事処分を受けることがあります。

【米国ESTA(電子渡航認証システム)について】 今回のご旅行では 2018年10月18日以降まで有効なESTAが必要です。

■申請について■

★弊社へ申請代行を希望する場合:実費1,520円+代行手数料4,320円がかかります

パスポートコピー、**米国ESTA(電子渡航認証システム)代行申請手続きのための質問書**をご提出ください。 9月中旬を目途に申請をさせていただきます。

申請完了画面の控えにつきましては、ご出発当日に係員よりお渡しいたします。

尚、ESTA(電子渡航認証システム)の回答が「渡航認証拒否」となった場合は、大使館での査証(ビザ)申請が必要となります。 その際は弊社よりご連絡いたします。

★ご自身で申請される場合:支払はクレジットカード決済となります。実費US\$14.00がかかります。

申請完了確認の為、申請結果のページを印刷していただき、余白にお名前をご記入の上、FAX にてご返送ください。 ※ESTA の申請は、ご出発 1ヶ月前までを目安にお済ませください。

電子渡航認証システム(ESTA)の申請: https://esta.cbp.dhs.gov/esta/application.html?execution=e1s1申請完了後、申請番号が発行されます。回答にて申請内容、渡航認証が承認されているかどうかご確認ください。申請内容は印刷して保存していただくことをお勧めいたします。

"渡航認証保留"となった場合:72時間以内に回答がありますので、再度、ESTA(電子渡航認証システム)のウェブサイトでご確認をお願いいたします。

"渡航認証拒否"となった場合:大使館での査証(ビザ)申請が必要となります。弊社までご連絡ください。

査証(ビザ)取得手続きは、書類の準備、面接・受領まで数週間を要します。

☆有効なESTA を所持しているか確認される場合

以前に取得されたことがある方は、有効なESTAかどうかご自身にて大使館のホームページよりご確認いただけます。 https://esta.cbp.dhs.gov/esta/application.html?execution=e1s1 ご確認の際は、「生年月日、パスポート番号、名前、国籍」をご入力ください。

☆すでに有効なESTA を所持している場合

今回のご旅行以前に取得したESTAをお持ちの方は、取得確認の為、申請結果のページを印刷していただき、 余白にお名前をご記入の上、FAX にてご返送ください。

【有効期限】

渡航認証は、取り消されない限り、認証された日から2年間、またはパスポートの有効期限が切れるまでのいずれか早い方の日まで有効です。

【注意事項】

- 1) ESTA(電子渡航認証システム)は査証(ビザ)ではありません。
- 2) ESTA(電子渡航認証システム)は、米国入国許諾を証明するものではありません。(入国できるかの最終決定は 入国地の移民審査官の入国審査によります)
- 3) ESTA(電子渡航認証システム)を取得しても、旅券(パスポート)、出入国記録書類、税関申告書は別途必要です。

重要 ESTA申請されたデータとご使用になるパスポートのデータが一致していなければ渡航は出来ません。 パスポートの取り直し、氏名の訂正をされた方は、ESTAの取り直しが必要です。 氏名訂正や更新でパスポートの取り直しをする場合には、新たなパスポートにてESTA申請をしますので 弊社までご連絡ください。

有効期限並びに申請内容(今回使用する旅券において有効なものかどうか)は、必ずご確認ください。

承認保留によりご出発に間に合わない場合、または承認拒否によりご出発いただけない事態が発生した場合でも、 代行手数料(申請代行を依頼された方のみ)ならびに当該旅行代金に対する取消料がかかりますので、 予めご承知おきください。